

神戸中ＲＣ理事会御中

＜年間例会開催数について＞

クラブを成功に導くリーダーシップ幹事編 2016-19 年度版

例会頻度、形式、出席における柔軟性

規定審議会代表議員は、ロータリークラブによる例会の開催方法に関する制限をなくすことを圧倒的に支持し、クラブの健全性は出席率だけで判断されるものではないということを認識しました。RI 理事会も支持しているこの審議会決定により、クラブは以下のことができるようになります。

- ・ 例会に最適な日と時間を決定する
- ・ 例会を変更または取り消す
- ・ 奉仕プロジェクトまたは交流行事を例会として見なす
- ・ 顔を合わせる例会またはオンラインの例会のどちらか、または、顔を合わせる例会とオンラインの例会を交互に行う、または同時に両方の形式を採用する（例：ある会員が、顔を合わせる例会にビデオチャットを通じて参加する）ことを選択する

2016 年規定審議会の

最新情報 2

2016 年 6 月

- ・ 出席要件と出席率の悪い会員の終結に関する方針を変更するため、クラブ細則を修正する

この変更により、ロータリークラブは、**月に最低 2 回、何らかの形で例会を開催する限り、例会頻度を減らすことができます。**毎月最後の例会から 15 日以内に地区ガバナーに出席報告を提出することに変更はありません。

2016年6月規定審議会決定事項の
解説ですよね（2回／月開催で良い）

神戸中ＲＣ定款（標準定款と内容同一）

第 7 条例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第 8 条会合 第 1 節-例会

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、または・・・

理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

定款第8条1節の内容は第7条例外規定により順守の要なし。ただし2回／月開催は順守。係る規定または要件は細則に則りなさい、と理解できる。

神戸中ロータリークラブ細則

第5条 会合

第2項

本クラブの例会は毎週火曜日午後6時30分に開催する。例会の取り消しを含む、例会に関するあらゆる変更は、すべて会員全員に速やかに通知されなければならない。

「2016年手続要覧」「ロータリー章典」に、上記以外の例会開催数にかかる記述なし。ただし、

年間4回の休会日設定に際し「月間5回開催月がある場合は、その月に休会日を設定したほうが良い」という示唆は岩崎がしたことがあるかもしれません。示唆した当時と2016年規定審議会決定事項開示後では所謂「しばり」が緩和され、あまりにもユルイ姿勢はクラブ運営に係る籠を外すことにつながりかねないと考えつつ細則改訂に臨みました。

ただ単純に本年度7月及び10月の例会数を1回づつ減らすということには根拠が薄弱であると愚考いたします。代案として高井年度第2回理事会において承認いただいた「年間休会日：8/14　盆休　9/18　休会　11/13　休会　1/1　祝日　3/12　休会　4/30　休会」の内1回の休会日を変更し（9/18を7/31に変更）、10月は「定款8条1節(c) その週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合を適用し10/9を休会とする、ということでいかがでしょうか？」